

## 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定（口）

- ・ 経済産業大臣が指定した指定業種を営んでいること
- ・ 原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。

### 【認定申請に必要な書類】

(1)	認定申請書（【認定申請書の区分】から様式を選択）	1部
(2)	別紙計算書	1部
(3)	法人：商業登記簿謄本（全部事項証明書）及び法人事業概況説明書の写し 個人：確定申告書の写し	1部
(4)	原油等の平均仕入単価が確認できる書類 （仕入伝票等、請求書の写し等）	1部
(5)	売上高及び原油等の仕入価格が確認できる書類（最近3か月、前年同期） （月別試算表、売上台帳の写し、帳簿の写し等（売り上げの内訳がわかるもの））	1部
(6)	原油等の仕入価格が売上原価に占める割合が確認できる書類 （直近の決算書の写し等）	1部
(7)	許認可証の写し（許認可を受けて事業を行っている場合）	1部
(8)	委任状（本人以外が申請する場合）	1部

### 【認定申請書の区分】

- |                       |                |
|-----------------------|----------------|
| 1.（単一事業者）             | ・ ・ 様式第5－（口）－① |
| 2.（兼業者） 全て指定業種に属する事業  | ・ ・ 様式第5－（口）－① |
| 3.（兼業者） 主たる業種が指定業種    | ・ ・ 様式第5－（口）－② |
| 4.（兼業者） 複数の指定業種に属する事業 | ・ ・ 様式第5－（口）－③ |

### 【その他】

- ・ 本人以外の申請の場合は、上記の他に委任状が必要です。
- ・ 月別で売上を記録していない場合は、売上の確認ができる資料をコピーし、月別にまとめた表を添えた上で申請していただく必要があります。

### 【申請先】

御嵩町役場 2階 まちづくり課 まちづくり推進係 電話 0574-67-2111（内線 2245）